

島根県立中央病院における公的研究費の運営・管理に関する基本方針

平成30年1月9日

島根県立中央病院長

島根県立中央病院は、県民の安心と職員の働きがいを追求し、患者と医療者が協働する医療の実践を通して、ゆたかな地域社会づくりに貢献することを基本理念とした基幹病院である。

当院での臨床研究等の実施に際しては、当院職員は法令、指針等を遵守し、適正に研究を実施する責務を負っている。

一方、公的研究費は国の公募型研究資金等を財源としているため、その使用にあたっては法令等を遵守し、適正に運営・管理する必要がある。

よって当院は、以下のとおり公的研究費の運営・管理に関する基本方針を定める。

1. 責任体系の明確化

当院における公的研究費の運営・管理に関する責任体系を明確化し、周知・公表を行う。

2. 適正な運営・管理の基盤整備

不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るため、各種規程等を定めるとともに、コンプライアンス教育の実施により不正防止対策の意識を高める。

3. 不正防止対策の整備

不正防止計画を策定し、不正を未然に防ぐ体制を整備する。

4. 情報の発信及び共有化の推進

不正防止への取り組みについて病院内外へ情報発信し情報の共有を図り、社会への説明責任を果たす。